

在留資格「特定活動」告示一覧

(2023年1月時点)

告示1号・告示2号・告示2号の2
家事使用人（外交官等）

告示3号
台湾日本関係協会職員及びその家族

告示4号
駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族

告示5号・告示5号の2
ワーキングホリデー

告示6号・告示7号
アマチュアスポーツ選手とその家族

告示8号
国際仲裁代理

告示9号
インターンシップ

告示10号
英国人ボランティア

告示12号
サマージョブ

告示15号
国際文化交流

告示16号～24号、27号～31号
インドネシア、フィリピン、ベトナム
二国間の経済連携協定（EPA）
看護師・介護福祉士関係

告示25号・告示26号
医療滞在とその同伴者

告示32号
外国人建設就労者

告示33号
高度専門職外国人の就労する配偶者

告示34号
高度専門職外国人又はその配偶者の親

告示35号
外国人造船就労者

告示36号
特定研究等活動

告示37号
特定情報処理活動

告示38号
特定研究等活動家族滞在活動

告示39号
特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親

告示40号・告示41号
観光、保養を目的とする長期滞在者
とその同伴者

告示42号
製造業外国従業員受入事業における
特定外国従業員

告示43号
日系4世

告示44号・告示45号
外国人起業家とその配偶者

告示46号・告示47号
本邦大学卒業者とその配偶者等

告示48号・告示49号
オリンピック関係者とその配偶者

告示50号
スキーインストラクター

※ 告示11号、13号及び14号は削除